

① 外国法人の	本店又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア通り2222 番スイート605
	名 称	ビー・オフィス・リミテッド
② 日本における法 人税の納税地 にある事務所等の	所 在 地	川崎市高津区子母口426番地1ライオンズガート ン武蔵中原213
	名 称	ビー・オフィス・リミテッド
③ 上記の者は、所得税法施行令第304条に規定する要件を備えていると認められます から、この証明書の発行の日から平成33年3月23日までの間に上記の者に支払う 所得税法第161条第1号の2、第1号の3、第2号、第3号、第6号、第7号、第9号 又は第10号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第212条第1項 の規定による源泉徴収を行う必要はありません。		
平成28年3月23日		財務事務官 川崎北 税務署長 山中 康夫

